



輪島市穴水町環境衛生施設組合告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第152条第1項の規定により、輪島市穴水町環境衛生施設組合副組合長坂口茂が輪島市穴水町環境衛生施設組合長の職務を代理する期間を、次のとおり変更する。

令和3年3月26日

輪島市穴水町環境衛生施設組合組合長職務代理者
輪島市穴水町環境衛生施設組合副組合長 坂口 茂



記

1 職務代理期間

変更前	令和3年1月25日から当分の間
変更後	令和3年1月25日から令和3年3月28日